



事務連絡第 103 号  
平成 27 年 3 月 25 日

都道府県臨床衛生検査技師会 御中

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
執行理事 丸茂 美幸

### 生涯教育推進研修会助成金に関する変更について（事務連絡）

平素は、当会事業活動にご協力いただきありがとうございます。

予てより何度かご案内させていただいておりましたが、都道府県生涯教育研修会の助成金金額が、平成 27 年度より 2 万円 + 500 円 × 参加者数（最大 60 名まで）、最大 20 研修会までに変更になります。ご承知おきください。

それに伴い、申請手続き等についても変更がございますので、「平成 27 年度生涯教育推進研修会助成金について」をご参照ください。申請にあたっては、各ご担当者様に変更内容を周知いただきますようお願いいたします。

また、平成 27 年 6 月に「都道府県技師会専用会員管理システム」の移行を予定しております。新システムへの移行完了までは、現在のシステムを使用して申請を行ってください。新システムに移行に関する内容に関しては追ってお知らせいたします。

平成 27 年 3 月 25 日

## 平成 27 年度生涯教育推進研修会助成金について

### 1. 助成金の目的

この助成金は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）の会員に対し、個々の生涯教育を推進する上で重要となる在住地域での研修会等を整備し活発化することを目的とする。これにより会員の職能および学術の研鑽を扶助し、生涯教育履修率の向上を図るものである。

### 2. 助成金の対象研修会

この助成金の対象は、各都道府県技師会において助成対象年度内に企画・運営される研修会のうち、日臨技生涯教育制度の行事登録を開催 1 ヶ月前までに行い、生涯教育点数が付与され、助成金対象審査を受け担当理事が承認した研修会とする。

ただし、複数の近隣技師会による企画の場合、また、単一技師会における複数研修会の企画であっても共同開催や同時開催の場合は重複申請できないものとする。

なお、他の助成金の対象となる研修会については、いずれか一方の助成しか受理できない。

### 3. 助成金の交付額算定

この助成金の交付額は、1 研修会につき定額 2 万円とし、日臨技会員である参加者 1 名につき、500 円を乗じた額を加算する。1 研修会につき参加者の加算は 60 名までとし、5 万円を限度に助成し、都道府県技師会毎に前項に該当する学術研修会について、最大 20 まで（最大 100 万円まで）を助成する。

（日臨技会員である参加者の人数については、参加者リストに記載の人数としますので報告書と違算がないようお願いいたします。）

### 4. 申請方法について

助成金の申請については、日臨技総合情報システム JAMTIS「都道府県技師会専用会員管理システム」から予算書等の入力を行い、開催 1 ヶ月前までに申請すること。

なお、1 ヶ月前までに申請されていない研修会については、承認できない場合がある。

（ただし、都道府県技師会会員管理システムが新システムへ移行するまでは、現在のシステムでの申請になるため予算書の入力はありません。）

### 5. 研修会終了後の手続きについて

研修会が終了し 1 ヶ月以内に、日臨技総合情報システム JAMTIS「都道府県技師会専用会員管理システム」にて決算報告書を入力し、参加者リストとともに日臨技事務局へ提出すること。以上の提出をもって、助成金の支払申請とする。

ただし、2 月開催の研修会については、平成 28 年 3 月 10 日必着とする。なお、3 月開催分については 3 月決算のため対象とできませんので、ご了承ください。

6. 助成金の振り込みについて

支払い申請を受けた時点から2ヶ月を超えない期間で各都道府県技師会の指定口座（日臨技登録口座）に送金するものとする。ただし、何らかの理由があって遅延する場合には連絡するものとする。

7. 研修会経費について

本助成金は学術研修会推進の目的であり、研修会開催に要する経費が、最終的に赤字となった場合でも補てん等は一切行わない。また、最終的に収支が黒字であった場合でも返金は求めない。